

南房総市国民保護計画

平成19年3月

南 房 総 市

目 次

[第 1 編 総 則]

第 1 章	計画策定の目的	1
第 2 章	計画策定手の背景・経緯	2
第 3 章	国民保護措置に関する基本方針	3
第 4 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	
第 1 節	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	
1	市の責務	5
2	市国民保護計画の位置づけ	5
3	市国民保護計画に定める事項	5
4	市国民保護計画の構成	5
第 2 節	市国民保護計画の見直し、変更手続	
1	市国民保護計画の見直し	6
2	市国民保護計画の変更手続	6
第 5 章	市及び関係機関の事務	
第 1 節	市及び県・国の事務	8
第 2 節	消防機関の事務	9
第 3 節	指定公共機関・指定地方公共機関の事務	10
第 6 章	南房総市の概況	
第 1 節	地理的特性	
1	位置及び地形	12
2	隣接市町との関係	12
第 2 節	社会的特性	
1	人口関係等	13
2	道路の状況	15
3	公共交通	15
4	自衛隊基地	15
5	危険物施設	16
6	その他の状況	16
第 7 章	市国民保護計画が対象とする事態	
第 1 節	武力攻撃事態	17
第 2 節	緊急処理事態	
1	攻撃対象による分類	18
2	攻撃手段による分類	18

第3節 対象とする国民保護事態から評価した市の状況	19
---------------------------	----

[第2編 平素からの備えや予防]

第1章 組織体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

1 市の各部局における平素の業務	21
2 市職員の参集基準等	23
3 消防機関の体制	26
4 国民の権利・利益の救済に係る手続き等	26

第2節 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方	28
2 県との連携	28
3 近接市町との連携	29
4 指定公共機関等との連携	29
5 ボランティア団体等に対する支援	30

第3節 通信の確保

第4節 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方	31
2 警報の伝達に必要な整備	33
3 安否警報の収集、整理及び提供に必要な準備	34
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	35

第5節 研修及び訓練

1 研修	36
2 訓練	37

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処

に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項	39
2 避難実施要領のパターンの作成	40
3 救援に関する基本的事項	41
4 運送業者の輸送力・輸送施設の把握等	41
5 避難施設の指定への協力	42
6 生活関連施設等の把握等	42

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

1 市における備蓄	44
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	45

第4章	医療救護体制の整備	
1	初期医療体制の整備	46
2	後方医療体制の整備	46
3	傷病者搬送体制の整備	46
第5章	災害時要援護者の支援体制の整備	
1	災害時要援護者に関する配慮	48
2	社会福祉施設等における備え	48
3	児童・生徒等の避難時の配慮	48
4	外国人に対しての配慮	48
6章	国民保護に関する啓発	
1	国民保護措置に関する啓発	49
2	武力攻撃事態において住民がとるべき行動に関する啓発	49

[第3編 武力攻撃事態等への対処]

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1節 事態認定前における緊急事態連絡室等

の設置及び初動措置

1	緊急事態連絡室の設置	51
2	初動措置の確保	53
3	関係機関への支援の要請	53
4	市対策本部への移行に要する調整	53

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 55

第2章 市対策本部の設置等

第1節 市対策本部の設置

1	市対策本部の設置の手順	56
2	市対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等	57
3	市対策本部の組織構成及び機能	57
4	市対策本部長の権限	62
5	市対策本部における広報等	63
6	市現地対策本部の設置	64
7	現地調整所の設置	64
8	市対策本部の廃止	66

第2節 通信の確保

1	通信手段の確保	66
2	情報通信手段の機能確認	66

3	通信輻輳により生じる混線等の対策	66
第3章	関係機関相互の連携	
1	国・県の対策本部との連携	67
2	知事、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長等への措置要請等	67
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	68
4	他の市町村長に対する応援の要請、事務の委託	69
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	70
6	市の行う応援等	70
7	ボランティア団体等に対する支援等	71
8	住民への協力要請	71
第4章	警報及び避難の指示等	
第1節	警報の伝達等	
1	警報内容の伝達等	73
2	警報の内容の伝達方法	73
3	緊急通報の伝達及び通知	74
第2節	避難住民の誘導等	
1	避難の指示の通知・伝達	75
2	避難実施要領の策定	76
3	避難住民の誘導	83
第3節	モデル避難実施要領の作成	
1	モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項	87
2	武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成	88
第5章	救 援	
1	救援の実施	90
2	関係機関との連携	91
3	救援の内容	91
6章	安否情報の収集・提供	
1	安否情報の収集	94
2	県に対する報告	95
3	安否情報の照会に関する回答	95
4	日本赤十字社に対する協力	96
第7章	武力攻撃災害への対処	
第1節	武力攻撃災害への対処	
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	97
2	武力攻撃災害の兆候の通報	97

第2節	応急措置等	
1	避難の指示	98
2	警戒区域の設定	100
3	応急公費負担等	101
4	消防に関する措置等	102
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	
1	生活関連等施設の安全確保	104
2	危険物質に係る武力攻撃災害等の防止及び防除	105
第4節	NBC攻撃による災害への対処	
1	NBC攻撃による災害への対処	106
第8章	被災情報の収集及び武力攻撃災害への対処	110
第9章	保健衛生の確保その他の措置	
1	保健衛生の確保	111
2	廃棄物の処理	112
第10章	国民生活の安定に関する措置	
1	生活関連物資等の価格安定	113
2	避難住民等の生活安定等	113
3	生活基盤等の確保	114
第11章	特殊標章等の交付管理	115

[第4編 復旧等]

第1章	応急の復旧	
1	基本的考え方	121
2	公共的施設の応急の復旧	121
第2章	武力攻撃災害の復旧	123
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	124
2	損失補償及び損害補償	124
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	124

[第5編 緊急対処事態への対処]

1	緊急対処事態	125
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	125

[付・避難実施要領]

1. 避難実施要領について	127
2. 弾道ミサイルの場合	
モデル避難実施要領1（弾道ミサイルの場合）	129
3. ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	
モデル避難実施要領2（時間的余裕のない）	133
モデル避難実施要領3（比較的時間的余裕のある場合）	136
モデル避難実施要領4 （市街地における化学剤を用いた攻撃の場合）	143
4. 避難誘導における留意点	
4-1 各種の事態に即した対応	147
4-2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	147
4-3 住民に対する情報提供のあり方	148
4-4 高齢者・障害者等への配慮	149
4-5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	150
4-6 学校や事業所における対応	151
4-7 民間企業からの協力の確保	151
4-8 住民の「自助」努力による取り組みの促進	152

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画策定の目的

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民の保護のための措置（以下、「国民保護措置」という。）についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から60年が経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の人命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き続き発生し、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、極めて重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置の実行にあたり、その基本的な方針は以下のとおりである。

○ 基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮するものである。

○ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また市は、これらの手続に関連する文書を適切に保存するものとする。

○ 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

なお、指定地方公共機関は、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めることとされている。

○ 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

○ 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をする

よう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

○ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第4章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、南房総市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

市はその責務にかんがみ国民保護法第35条の規定に基づき市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

4 市国民保護計画の構成

本計画は、以下の5編により構成される。

- 第1編 総 則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

第2節 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

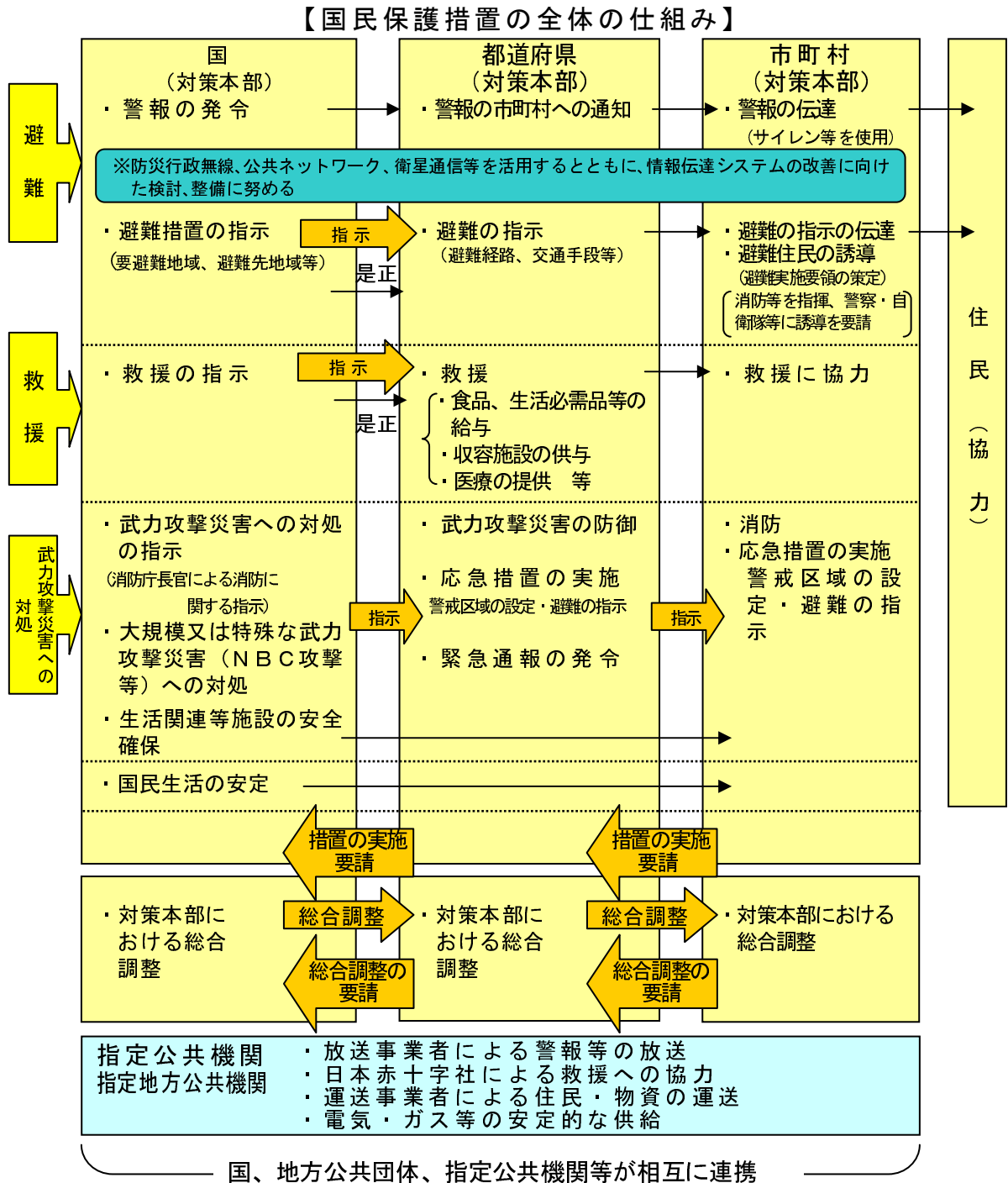
市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第5章 市及び関係機関等の事務

国民保護措置における関係機関の事務の仕組みは、下図のとおりである。



第1節 市及び県・国の事務

国民保護措置における市の事務及び都道府県、国の事務は、下表のとおりである。

【市の事務】

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県・国の事務】

	基本的事項	実施する主な事務
県	① 国及び他の地方公共団体 その他関係機関と相互に 協力し、武力攻撃事態等へ の対処に関し、必要な措置 を実施する。 ② 国があらかじめ定める基 本的な方針に基づき、国民 保護措置を的確かつ迅速 に実施する。 ③ 県の区域内において関係 機関が実施する国民保護 措置を総合的に推進する。 ④ 知事は、基本指針に基づ き、国民の保護に関する計 画を作成する。	① 警報の市町村長等への通知 ② 住民への避難の指示 ③ 県の区域を越える住民の避難に関する 措置 ④ 避難住民等の救援 ⑤ 安否情報の収集及び提供 ⑥ 緊急通報の発令 ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減する ための措置 ⑧ 生活関連等施設の安全確保 ⑨ 保健衛生の確保 ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生 活の安定に関する措置

国	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本指針を定めること。 ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。 ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。 ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 警報の発令、避難措置の指示、武力攻撃事態等の情報の提供 ② 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供 ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 ④ 生活関連等施設の安全確保に関する措置 ⑤ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 ⑥ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置 ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置 ⑧ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
---	---	---

第2節 消防機関の事務

国民保護法における消防機関に関する事項は、次のとおりである。

【消防機関の事務】

項 目	内 容
1. 消防の任務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、避難住民を誘導など武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。
2. 避難住民の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。 ・ 市の職員並びに消防団員は、避難等に対して必要な警告又は指示をすることができる。
3. 発見者の通報義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防職員、警察官等に通報しなければならない。
4. 消防庁長官の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【市長に対する指示】 消防庁長官は、特に緊急を要し都道府県知事の指示を待たないとまがない場合、市に対し、武力攻撃災害の防御のための消防に関する措置について指示する。 ・ 【都道府県知事に対する指示】 消防庁長官は、都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について指示する。

	<p>・【応援に関する指示】</p> <p>消防庁長官は、都道府県知事に対し、消防の応援等に関して指示する。</p> <p>消防庁長官は、特に緊急を要し、必要があると認められる場合、直接市に対し指示する。</p> <p>・【消防に関する安全の確保】</p> <p>上記指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関して十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない</p>
--	--

第3節 指定公共機関・指定地方公共機関の事務

指定公共機関及び指定地方公共機関における国民保護措置上の事務とされているものは、主に以下のとおりである。

【指定公共機関・指定地方公共機関の責務】

	基本的事項	機関	実施する主な措置
指定公共機関・指定地方公共機関	指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。	放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
		輸送事業者	避難住民、救援物資の輸送
		医療事業者	医療の実施
		ライフライン事業者	電気、ガス、飲料水等の安定供給
		電気通信事業者	通信の確保

【関連資料】

1. 行政機関、消防、警察の連絡先
 - 資料1-1-① 県
 - 資料1-1-② 近隣市町
 - 資料1-1-③ 近隣及び市内の消防機関
 - 資料1-1-④ 県及び近隣市町・市内の警察署等

2. 指定地方行政機関等の担当部署及び連絡先

資料 1 - 2 - ① 指定地方行政機関の担当部署、連絡先

資料 1 - 2 - ② 指定公共機関の担当部署、連絡先

資料 1 - 2 - ③ 指定地方公共機関の担当部署、連絡先

資料 1 - 2 - ④ 自衛隊の担当部署、連絡先

第6章 南房総市の概況

第1節 地理的特性

1 位置及び地形

南房総市は、平成18年3月20日、安房郡を構成していた6町1村(富浦町、富山町、白浜町、千倉町、丸山町、和田町、三芳村)が合併して誕生した。

南房総市は東京都心から90km圏内の千葉県南部に位置し、房総半島南端の館山市を包むように市域が形成され、面積は230.22km²、東西約46.5km、南北約57kmで、周囲は、館山市の他、北を鋸南町と鴨川市に、また、西は浦賀水道、東は太平洋に面している。

地形は市域の中央部から北部にかけて丘陵地・山地が広がり、その間に狭隘な平地が帯状に展開した複雑な地形を擁している。中央部の南は比較的平坦な地形で、南部は海岸沿いが平地、内陸部は丘陵地が展開している。

気象は、温暖で年間平均気温は16℃を超え、積雪はほとんど無い。

2 隣接市町との関係

(1) 広域行政

南房総市が構成者となっている安房郡市広域市町村圏事務組合における主たる処理事務は下表のとおりである。なおこの他、一部事務組合での一般ゴミ処理、三芳水道企業団及び南房総広域水道事業団での水道事業等を行っている。

【安房郡市広域市町村圏事務組合の主たる処理事務】

名称	事務所位置	共同する事務	構成市町
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	館山市北条1087-1	消防・救急、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
火葬場事業(館山火葬場千倉火葬場長狭地区火葬場)	館山市上真倉2038、南房総市千倉町南朝夷1635番地、鴨川市東町1850-17	火葬に関する業務	同上
粗大ゴミ処理施設	館山市出野尾540番地	一般家庭から出される不燃性粗大ゴミ処理	同上

(2) 隣接市町との関係

前述されているように、市域の北辺に鴨川市と鋸南町が、南部は館山市に隣接している。

これらの2市1町との地勢的關係を下表に示す。

【隣接市町との関係】

市 町 名	関 係 等
館山市 面積：110.21 km ² 人口：50,527人 (H17年国調)	館山市の行政界は全て本市に接し、館山市を包むように南房総市がある。道路は国道127号及び128号、410号と主要地方道館山白浜線及び富津館山線で結ばれ、鉄道はJR内房線で結ばれている。 JR内房線館山駅を中心に商業施設が集積されており、南房総市民の買い物・娯楽の場としてつながりは強い。 また、館山市には海上自衛隊第21航空群の基地があり、第101・第121・第123の3航空隊のほか、第21整備補給隊、館山航空基地隊が配備されている。
鴨川市 面積：191.30 km ² 人口：36,475人 (H17年国調)	鴨川市は、平成17年2月11日に旧鴨川市と天津小湊町の合併により誕生した。位置的には本市の北辺に接し、道路は国道128号、410号と主要地方道鴨川富山線につながっているほか、鉄道はJR内房線につながっており、経済・社会的関係は比較的密接である。
鋸南町 面積：45.16 km ² 人口：9,778人 (H17年国調)	本市の北辺に接しており、富津館山道路(自動車専用道)、国道127号、主要地方道富津館山線でのつながりがある。鉄道については、JR内房線で繋がっている。

第2節 社会的特性

1 人口関係等

(1) 人口及び世帯数

平成2年以降の国勢調査人口の推移をみると、合併前について三芳村がほぼ横ばい以外は全町において減少基調で推移し、南房総市としては平成2年で51,228人であったものが平成17年の国勢調査では6,480人減少して、44,747人となっている。

世帯数については、核家族化の進行等によって増加傾向で推移し、平成2年では14,953世帯であったものが666世帯増加し、平成17年国勢調査では15,619世帯を数えている。

【関連資料】

資料 2 - 1 人口・世帯数の推移

(2) 高齢化率

本市における国勢調査での 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 2 年で 21.9% (11,236 人) から平成 17 年には 33.7% (15,066 人) で 11.8 ポイント、3,830 人の増加となっている。このため、災害時要援護者数の増加が考えられる。

【関連資料】

資料 2 - 2 年齢 3 区分別人口数の推移

(3) 人口分布

本市は、前掲しているように平成 18 年 3 月 20 日に 6 町 1 村が合併して市となり、人口は約 4 万 5 千人を擁している。

人口の分布は、旧町村の役場又は駅周辺に市街地が形成され、それ以外の多くは田園地帯の農村集落の形をとっている。このため、人口のまとまった集積地区はなく、山地や丘陵地を除く市域全体に人口が散在している。

【関連資料】

資料 2 - 3 行政区別人口・世帯数

(4) 昼夜間人口

国勢調査による平成 2 年の夜間人口は市全体で 51,227 人、昼間人口は 44,875 人で昼夜間人口比は 0.88、同様に、平成 12 年の夜間人口は 47,154 人、夜間人口は 41,387 人で昼夜間人口比は 0.88 である。

すなはち、昼間時においては通勤・通学者の多くが市外に出ている。

【関連資料】

資料 2 - 4 昼夜間別人口及び人口比

(5) 外国人数

平成 18 年 4 月 1 日現在での外国人登録者数は 337 人で人口の約 0.74% を占め 17 カ国に及んでいる。国別では中国人が最も多く 206 人 (61.1%)、次に、フィリピン人が 80 人 (23.7%)、3 番目には韓国人が 24 人 (7.1%) である。これ以降は 10 人未満、2% 未満である。

【関連資料】

資料 2 - 5 国別外国人登録者数

(6) 観光客入込数

本市は夏場の海水浴を中心に、冬、春の花など自然系の観光資源を主とし、年間、500 万人台の観光入り込み客数があり、この内、80 万人余りが宿泊客となっている。

【関連資料】

資料 2 - 6 観光客入込客数

2 道路の状況

有料自動車道路である富津館山道路が市域の西部を南北に走り、市内には富浦 IC がある。広域幹線道路としての国道は 3 本あり、いずれも市域を南北に走り、西から国道 127 号、中央部を同 410 号、東に海岸に沿って 128 号がある。

主要地方道については、86 号館山白浜線が南部に、88 号富津館山線が中央部を南北に、89 号鴨川富山線が北部を東西に走っている。

3 公共交通

鉄道は、JR 内房線が市域の西部海岸沿いを北から下って館山市に入った後、西から東に走りその後東部海岸沿いを北上する。この間、岩井駅、富浦駅、(館山市内 3 駅：那古船形駅、館山駅、九重駅)、千倉駅、千歳駅、南三原駅、和田浦駅の 6 駅がある。

これらの駅は、通勤・通学のほか夏季を中心に観光・レジャー客に利用されるが、乗降客数は多くはない。

4 自衛隊基地

市内丸山地区に、「航空自衛隊峯岡山分屯基地」があり、同施設には

航空自衛隊のレーダー施設がある。

なお、隣の館山市には海上自衛隊の館山航空基地があり、ヘリコプターを中心とする第21航空群が駐留している。千葉県全体としては、立地条件から首都の守りとして各種の自衛隊の部隊が多く駐留している。

5 危険物施設

テロ及び武力攻撃等の対象となり、大きな被害の発生が考えられる原子力発電や石油コンビナート等の施設は市内には存在しないが、国民保護法が定める生活関連施設（浄水施設など市民生活に深く関連する施設や毒劇物等の危険施設）は存在している。

浄水施設等は、市営のものが4箇所ある。

また、消防法上の危険物質を取り扱う施設は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令：平成18年3月31日」（令第28条第1号）に規定するものが本市内で合計244箇所、毒物・劇物取扱施設は令第28条第2号に規定するものが、本市を含む安房保健所管内で110箇所、（平成18年8月31日現在）ある。

これらの危険物質、毒・劇物の取扱施設は、本市において市域の多くを占める市街地全域に所在している。このような施設は破壊されると市民生活に甚大な影響を及ぼすもので、周辺住民の安全と避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても強化していく必要がある。

6 その他の状況

テロ及び武力攻撃等の対象となり、大きな被害の発生が考えられる大規模集客施設やターミナル駅等は、本市域内には存在しない。

第7章 市国民保護計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 航空攻撃
- ④ 弾道ミサイル攻撃

これらの4類型の武力攻撃の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴を下表に示す。

【4類型の武力攻撃の特徴】

着上陸侵攻	ゲリラや特殊部隊等からの攻撃	航空攻撃	弾道ミサイル攻撃
事前の察知が比較的容易。 空中又は海上からの武力侵攻で、侵攻前に空爆や弾道ミサイル攻撃が行われる場合があり、攻撃が大規模で戦闘の長期化が予想される。	秘匿した行動のため事前の察知が困難で、政治経済の中核や大規模集客施設が標的となる可能性が高い。	弾道ミサイル攻撃に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が比較的少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 都市部が主要な目標となることも想定され、またライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。	発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難である。

【NBC攻撃の特徴】

核兵器等	生物兵器	化学兵器
核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、爆発時に生じた放射能をもった灰は上昇して拡散し、その放射能によって広範囲に被害の範囲を拡大させる。	生物剤は人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には既に被害が拡大している可能性がある。	一般的に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気よりも重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有の臭いのあるもの、無臭のもの等、その性質によって異なる。

第2節 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

1 攻撃対象による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊など。

② 人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 集客施設等の爆破、列車等の爆破など。

2 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入など。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来など。

第3節 対象とする国民保護事態から評価した市の状況

何らかの理由によって、外国からの攻撃やテロ行為が行われる場合、その行為の矛先として、次のものが考えられる。

- ① 軍事的効果（軍事施設）のある場所や施設
- ② 大規模な人的・施設の被害が発生する可能性がある施設
- ③ 国や地域のシンボル性があり、攻撃による心理的効果が大きい場所や施設

以上の条件などから、国民保護計画において勘案するものとして、“大規模集客施設”、“交通ターミナル”、“原子力発電施設”、“石油コンビナート”、“配水池”等が掲げられている。

本市は首都東京への何らかの攻撃が直接的な影響を被る距離的範囲に位置しておらず、また、大規模集客施設、原子力発電施設、石油コンビナート等の施設の立地はなく、人口密度も比較的低く、中山間地帯と呼ばれる地域にある。

一方、我が国海路の大動脈とも言える浦賀水道に面し、巨大船舶の通行も多く、これを狙った武力攻撃等の可能性が考えられる。

また、ミサイル攻撃での目標外着弾、海岸からの特殊部隊等の上陸及び攻撃などは無いとは言い切れず、このためこれに備えた平素の備えと、攻撃時の対処体制の確立が求められる。

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

準備方針

武力攻撃事態等において、市民を迅速かつ的確に避難・救援していくため、市は、県及び国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係の確立とともに、緊急物資の備蓄等について平素から十分整備するものとする。また、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定めるものとする。

第1章 組織体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

そのため市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局等における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する広報及び啓発に関すること ・ 警報等の庁内伝達体制の整備に関すること ・ 行政区との連絡、調整に関すること ・ 安否情報及び被災情報の収集、提供体制の整備に関すること ・ 国民保護措置に係る近隣市町との連携に関すること ・ 非常通信体制及び情報伝達の整備に関すること ・ ボランティアの育成及び活動環境の整備に関すること
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報等の市民等への伝達体制の整備に関すること ・ 国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・ 避難住民の輸送手段の確保等について県との調整に関すること ・ 国民保護措置に係る庁舎等の管理に関すること ・ 国民保護措置関係予算に関すること ・ 民間企業、関係機関との協力協定等の締結に関すること ・ 市庁舎及び公共施設等の安全確保に関すること
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 医薬品、医療資機材の備蓄に関すること ・ 消防機関、医療機関等との連絡、連携体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者等の要援護者の安全、避難誘導等の支援体制の整備に関すること ・ 保育所における幼児等の安全、避難誘導等の体制の整備に関すること
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する業務総括、企画立案等に関すること ・ 市国民保護（緊急対処事態体制を含む）対策本部に関すること ・ 市国民保護協議会に関すること ・ 国民保護に関する各部課間の調整に関すること ・ 国民保護に関する関係機関との平素の情報交換・調整等に関すること ・ 市国民保護計画の見直しに関すること ・ 避難マニュアルの策定に関すること ・ 市民の避難誘導体制の整備に関すること ・ 物資及び資材の備蓄及び把握等に関すること ・ 避難所の運営体制の整備に関すること ・ 特殊標章等の交付体制の整備に関すること ・ 国民保護措置に係る廃棄物処理等に関すること ・ 消防機関との連携確保に関すること ・ 警察及び自衛隊との連携調整に関すること ・ 自主防災組織との連携確保に関すること ・ 指定公共機関等関係機関との連携確保に関すること ・ 死体の処理、埋葬、火葬体制の整備に関すること ・ その他の国民保護に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設に関すること ・ 農林水産団体・機関との連絡調整に関すること
商工観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に係る観光客等の対応に関すること ・ 商工団体との連絡、調整に関すること
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害の復旧体制の整備に関すること ・ 仮設住宅に関すること ・ 避難場所（公園）の整備に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路、避難路の整備に関する事 ・道路・河川・橋梁の整備に関する事
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給に関する事 ・飲料水の備蓄に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・義捐金に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における園児・児童・生徒等の安全、避難誘導等の体制の整備に関する事 ・文化財の保護に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対応に関する事
消防機関 (安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部、消防団)	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への備えに関する事 (主に救急・救援) ・市民の避難誘導に関する計画と準備に関する事 ・資機材の整備に関する事
支所	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握、支援に関する事 ・行政区活動での国民保護措置に関する事 ・国民保護法の周知・啓発に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【市における24時間体制の確保について】

1) 市部局での対応充実

消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが強く求められる。

2) 消防機関との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）を市内において強化するとともに、安房郡市広域市町村圏事務組合の市内消防署とも連携し、速やかに対応体制をとることとする。なお、担当職員が登庁後は、市が安房郡市広域市町村圏事務組合の市内消防署で対応した業務があった場合、これを引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。なお、平素より、市は、安房郡市広域市町村圏事務組合の市内消防署等との連携を密にし、市内体制の整備や活動内容の職員への周知を十分実施しておく。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は支所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、また、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員、市対策副本部長及び市対策本部員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員及び市対策本部員】

	名 称	代理職員（第1順位）	代理職員（第2順位）	代理職員（第3順位）
本部長	市 長	副市長	収入役	教育長
副本部長	副市長、収入役、教育長			

□ 本部員（各部長）

企画部長、総務部長、保健福祉部長、生活環境部長、農林水産部長
商工観光部長、建設部長、水道部長、教育次長、議会事務局長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

○ 交代要員の確保その他職員の配置

- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署における体制

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時及びその後の活動において安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利・利益の救済に係る手続き等

(1) 国民の権利・利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利・

利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利・利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容
損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資 ^{注 1)} の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
	不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)
	訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)

注 1) 特定物資とは、救援のために必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。）であって、生産、販売、保管又は輸送を業とするものが取り使うものを言う。

(2) 国民の権利・利益に関する文書の保存

市は、国民の権利・利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利・利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の構成者を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、館山警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部との緊密な連携及び近接市町の消防団との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する

とともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに対し支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び行政区等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する活動環境の整備

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集のための体制整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を必要に応じて適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制整備の留意事項】

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

（３）情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

２ 警報の伝達に必要な整備

（１）警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達

方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための整備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、あらかじめ県との役割分担を考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に夏季の観光地など昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1	避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む） ⑤ 国籍 ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 負傷（疾病の）の該当 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ 現在の居所 ⑩ ⑧および⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪ 親族・同居者又は知人からの照会に対する回答を希望しない場合、その意思の確認 ⑫ 親族・同居人・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することへの同意の有無
2	死亡した住民 （上記①～⑥に加えて） ⑬ 死亡の日時、場所及び状況 ⑭ 死体の所在 ⑮ ①～⑥、⑬、⑭を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意の有無

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の

安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（３）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

４ 被災情報の収集・報告に必要な準備

（１）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。なお、安否情報に関しては個人情報保護法及び南房総市個人情報保護条例の規定に留意するものとする。

（２）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
南房総市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 南房総市△△町□□〇〇番地（北緯度、東経度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第5節 研修及び訓練

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等

も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【参 考】

国民保護ポータルサイト	http://www.kokuminhogo.go.jp/
総務省消防庁ホームページ	http://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安部、警察、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

【訓練内容】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練③ 避難誘導訓練及び救援訓練 |
|---|

(3) 訓練にあたっての注意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、行政区、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処 に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市の各部課係は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の例】

- 市の地図
- 地区別人口分布、世帯数
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 行政区、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
- 消防機関の装備資機材のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難計画を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な

「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載。）。

（4）民間業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導における地域の民間業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（5）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 モデル避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等につ

いて配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を南房総市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【市国民保護対策本部において準備すべき救援に関する基礎的資料】

- 避難施設のリスト
- 収容施設（長期避難住宅、及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 医療関係機関のリスト
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト

(3) 電気通信事業者との調整

市は、避難情報に対する通信手段の確保に当たって必要な臨時の通信設備の設置に関する条件等について、あらかじめ電気通信事業者と調整する。

4 運送業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【県と共有すべき輸送力及び輸送施設に関する情報】

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【関連資料】

資料 3 - 1 避難施設

6 生活関連施設等の把握等

(1) 生活関連施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)

付内閣参事官通知) に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

（2）市が管理する公共施設等に関する警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

1 市における備蓄

(1) 防災備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【関連資料】

資料4-1 物資の備蓄状況

資料4-2 防災用資機材

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検を行う。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための県計画の作成に協力し、初期医療体制の整備に努める。

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、医療機関又は他の消防本部と平常時から連携を密にしておき、救急・救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、防護服等資機材の整備を進める。

2 後方医療体制の整備

市は、武力攻撃災害による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の収容医療機関のネットワーク化を図る。

3 傷病者搬送体制の整備

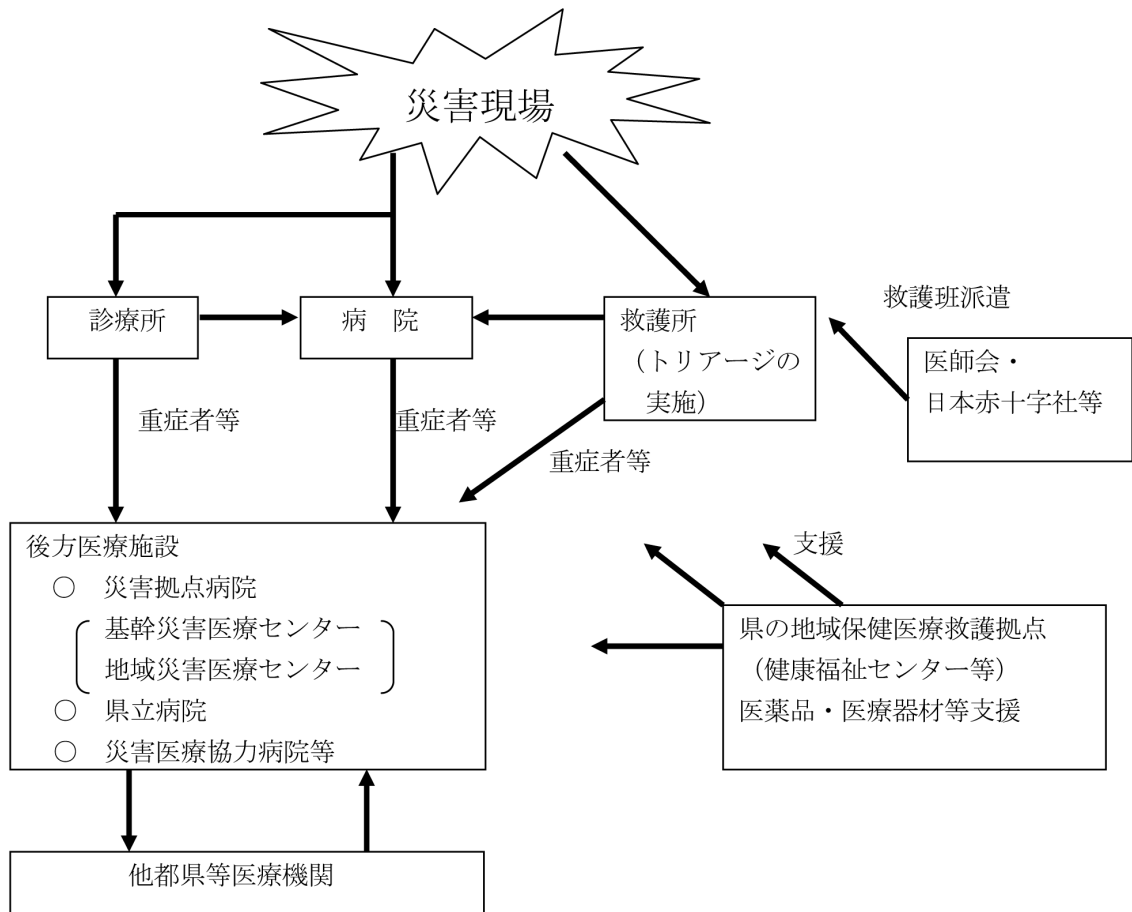
市は、県及び医療機関と連携し、救急車、ドクターヘリコプターを活用した、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

【関連資料】

資料4-3 市内医療機関

資料4-4 近隣の火葬場一覧

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うこと

第5章 災害時要援護者の支援体制の整備

1 災害時要援護者に関する配慮

市は、災害時要援護者について、次のとおり配慮する。

- 災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- 生活支援のための人材確保
- 災害時要援護者の実状に応じた情報の提供
- 避難施設について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の確保、健康状態等の把握に努める。

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の役割分担についてあらかじめ定めておくとしている。

また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識普及の啓発を行うとしている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対しての配慮

市は、外国語版のパンフレット等を作成することにより、外国人に対して国民保護に関する理解の促進を図る。

第6章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。(なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。)

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

対処方針

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動連絡体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施する。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備する。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげる。

こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

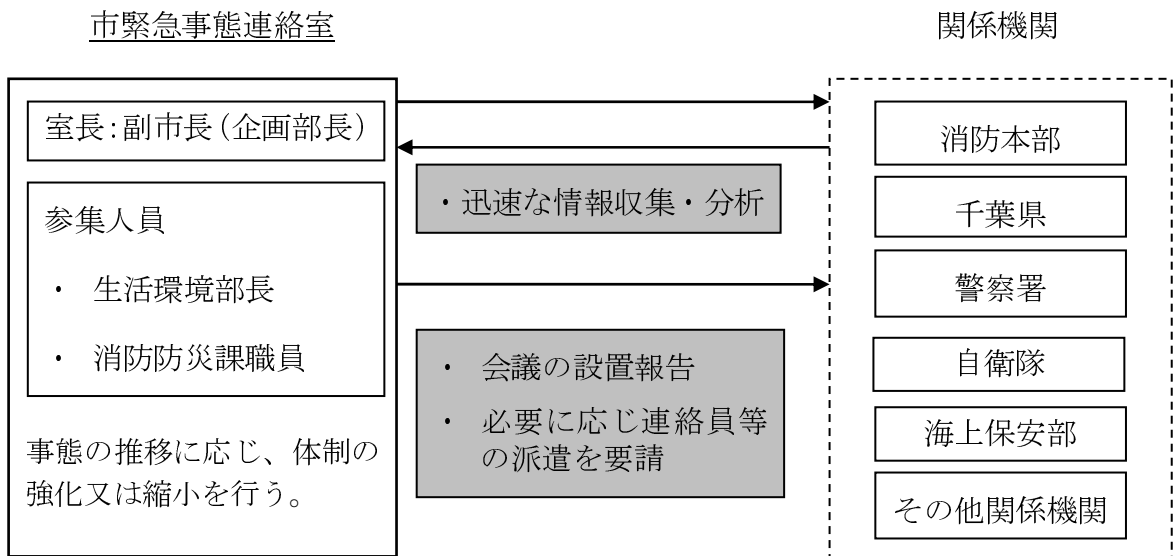
第1節 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

1 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合において、市として迅速かつ的確に対処するため、「緊急事態連絡室」を速やかに設置する。「緊急事態連絡室」は、市国民保護等対策本部員のうち、副市長を室長とし、事案発生時の危機管理に不可欠な初動措置を行うもので、生活環境部長、消防防災課職員がこれに当たるものとする。

なお、副市長が不在の場合は企画部長が室長となる。

【緊急事態連絡室の組織構成】



※ 副市長不在の場合は企画部長が室長となる。

【緊急事態連絡室の主な業務】

- ・ 緊急事態連絡室の設置運営
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 職員の動員指令
- ・ 被害情報の収集・伝達・分析・報告・記録
- ・ 応急対策の情報収集・検討調整・報告
- ・ 通信伝達体制の整備
- ・ 報道提供資料の収集・提供・記録
- ・ 市民への広報

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

③ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するもの

とする。

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

2 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

※ なお、「事態認定前」では、武力攻撃事態対処法・国民保護法の適用とされない。

3 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 市対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市への指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は

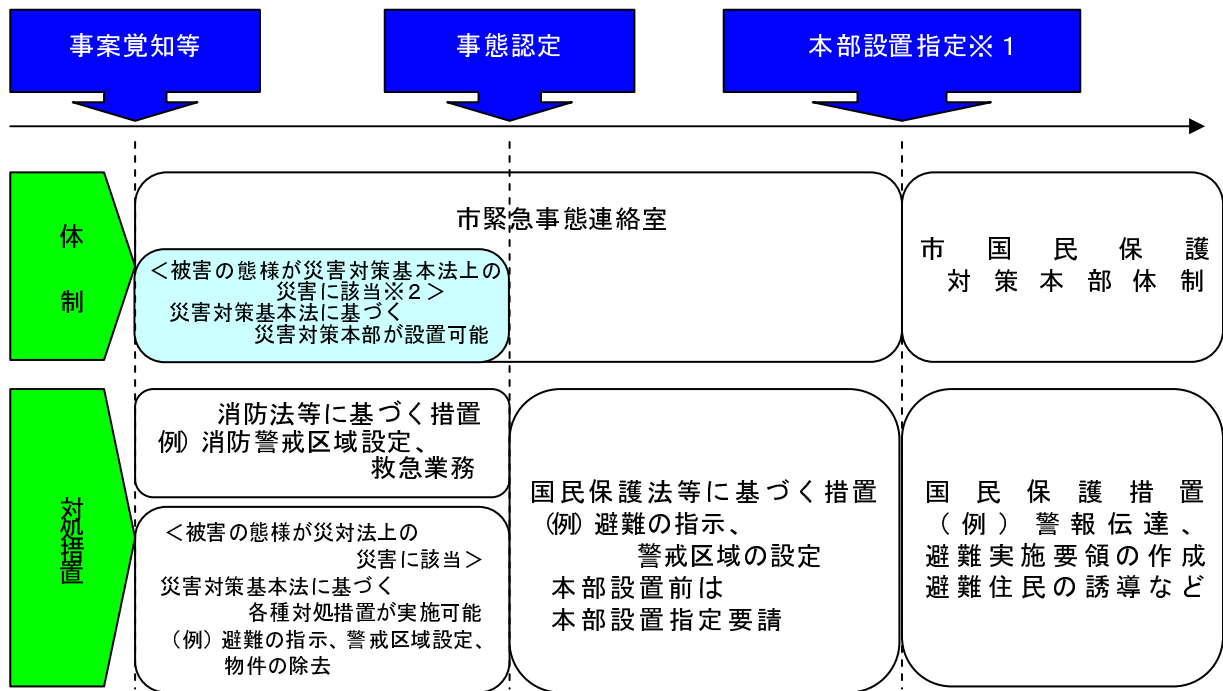
廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【市対策本部移行に要する調整】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

第1節 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

なお、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から通信手段の状態を確認しておく。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、その時の状況に応じ市長が代替の市対策本部設置場所を決める。

なお、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

■ 市対策本部の設置場所

第1順位：市役所庁舎内

第2順位：その時の状況に応じ、市長が決める

2 市対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成図】



【市対策本部対応活動部・班の主な活動】

部 班 名		主 な 活 動 内 容
統 括 部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市対策本部会議の運営に関する事 ② 市対策本部直轄事務に関する補助・代替等に関する事 ③ 市対策本部（又は本部長）での意思決定に係る補佐 ④ 市対策本部会議（又は本部長）で決定した活動事項等の対応活動部、班への指示 ⑤ 本部及び対応活動部・班の調整に関する事 ⑥ 被害情報の収集・分析に関する事 ⑦ 現地対策本部の設置に関する事 ⑧ 国・県への要望、要請等に関する事 ⑨ 自衛隊派遣要請に関する事 ⑩ 関係機関相互の連携に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部への連絡、報告及び連携 ・県の現地対策本部との連携 ・指定行政機関、指定地方行政機関への措置要請 ・指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 ・県による事務の代行 ・日本赤十字社との連携 ⑪ 県、市町村、関係機関等からの情報収集と整理・分析に関する事 ⑫ 市民への避難指示と伝達に関する事 ⑬ 警戒区域の設定に関する事 ⑭ 緊急通報の発令に関する事 ⑮ 特殊標章の交付に関する事 ⑯ 他自治体の救援の協力に関する事 ⑰ 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部、消防団との連絡、調整に関する事 ⑱ 自主防災組織との連携、調整に関する事 ⑲ 緊急輸送路の決定に関する事 ⑳ 土地の収用に関する事
	税務・会計班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民税の減免に関する事 ② 国民保護予算に関する事 ③ 義捐金等の受け入れに関する事 ④ 災害援護資金の融資等に関する事
情 報 ・ 渉 外 部	情報・渉外班	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関に対する要請・発表に関する事 ② 国民保護に関する広報全般に関する事 ③ 市ホームページでの情報発信に関する事 ④ 安否情報の収集・提供に関する事 ⑤ 災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑥ 防災行政無線の運用に関する事 ⑦ 非常通信協議会との連携等、通信確保に関する事 ⑧ 国民保護措置の活動記録に関する事

<p>救 援 対 策 部</p>	<p>救援対策班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難施設の決定に関する事 ② 避難施設の運営に関する事 ③ 避難路の決定に関する事 ④ 市民の避難の誘導と実行 ⑤ 避難者の収容・世話に関する事 ⑥ 救援物資の配分に関する事 ⑦ 行政区との連絡・調整に関する事 ⑧ 市民の相談窓口の設置と相談に関する事 ⑨ 高圧ガス、火薬類の安全確保に関する事 ⑩ 水質汚濁対策に関する事 ⑪ 危険物等（毒劇物）取り扱い施設への武力攻撃被害に備えての安全確保に関する事 ⑫ 消防法に規定する危険物の安全確保に関する事 ⑬ その他、環境保全、危険物対策に関する事
<p>福 祉 ・ 医 療 対 策 部</p>	<p>福祉・医療班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉協議会との連絡・調整に関する事 ② 医療救護班の編成、派遣に関する事 ③ 医療・助産に関する事 ④ 医薬品等の確保、供給に関する事 ⑤ 飲料水・食品の衛生管理に関する事 ⑥ 市内医療機関への要請及び医療に関する事 ⑦ 災害時要援護者支援班の設置と活動に関する事
	<p>衛生班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 防疫・保健衛生に関する事 ② 防疫活動に必要な情報の収集に関する事 ③ 防疫用医薬品の確保に関する事 ④ 衛生用品の確保と供給に関する事 ⑤ 避難住民の健康管理に関する事 ⑥ 飲料水・食品の衛生管理に関する事 ⑦ 家庭動物等の保護の調整に関する事 ⑧ NBC攻撃等により汚染された飲食物の移動の規制、禁止、又は飲食物の破棄の指示に関する事 ⑨ 廃棄物の処理に関する事
<p>産 業 対 策 部</p>	<p>産業施設 対応班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 港湾施設及び海岸施設の被害調査に関する事 ② 農業施設の被害調査に関する事 ③ 港湾施設の応急復旧に関する事 ④ 家畜・家きんの防疫に関する事 ⑤ 食糧等の調達に関する事 ⑥ 生活物資の調達に関する事 ⑦ 緊急物資の受け入れ、仕分け・保管に関する事 ⑧ 物資集積地（生活必需品等）の指定及び管理に関する事

商工対策部	商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間施設の被害状況の把握に関する事 ② 民間企業及び工場等の被害状況の調査に関する事 ③ 観光施設の被害状況の調査に関する事 ④ 緊急物資の輸送に関する事 ⑤ 運送業者との連絡調整に関する事 ⑥ 輸送手段の調整に関する事
施設対策部	施設対応班	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設の被害状況の把握に関する事 ② 公共施設の応急復旧に関する事 ③ 生活関連施設管理者との連絡及び対応調整に関する事 ④ 緊急輸送道路の啓開に関する事 ⑤ 応急仮設住宅に関する事 ⑥ 武力攻撃による施設廃棄物の処理に関する事 ⑦ 公園の利用に関する事 ⑧ 避難所の施設管理に関する事 ⑨ 避難所の応急施設整備に関する事
水道部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> ① 飲料水の確保及び供給に関する事 ② N B C等により汚染された生活用水の使用の禁止等に関する事 ③ 水道施設の維持・応急復旧に関する事 ④ 水道施設等の安全に関する事
文教対策部	教育班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市立学校の被害状況の調査に関する事 ② 市立学校施設の応急復旧に関する事 ③ 臨時の授業その他学校運営に関する事 ④ 学校教育全般に関する事 ⑤ 学校職員の動員に関する事 ⑥ 県教育委員会との連絡及び指導に関する事 ⑦ 児童生徒の安全確保及び保健衛生に関する事 ⑧ 学用品確保、調達に関する事 ⑨ P T A及び社会教育団体との連絡に関する事 ⑩ 文化財の保護に関する事 ⑪ 文化財の被害の把握に関する事 ⑫ 社会教育施設の災害応急対策に関する事
議会部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> ① 議会に関する事

4 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

5 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】（放送要請協定機関）

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-222-0119	043-225-7599
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	579	579	043-231-3111	043-231-4999
(株)エフエムサウンド千葉 総務部	500-7370	500-7370	043-227-7878	043-227-7852
(株)ニッポン放送 編成局報道部	-	-	03-5500-3268	03-5500-3915

6 市現地対策本部の設置

市対策本部長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

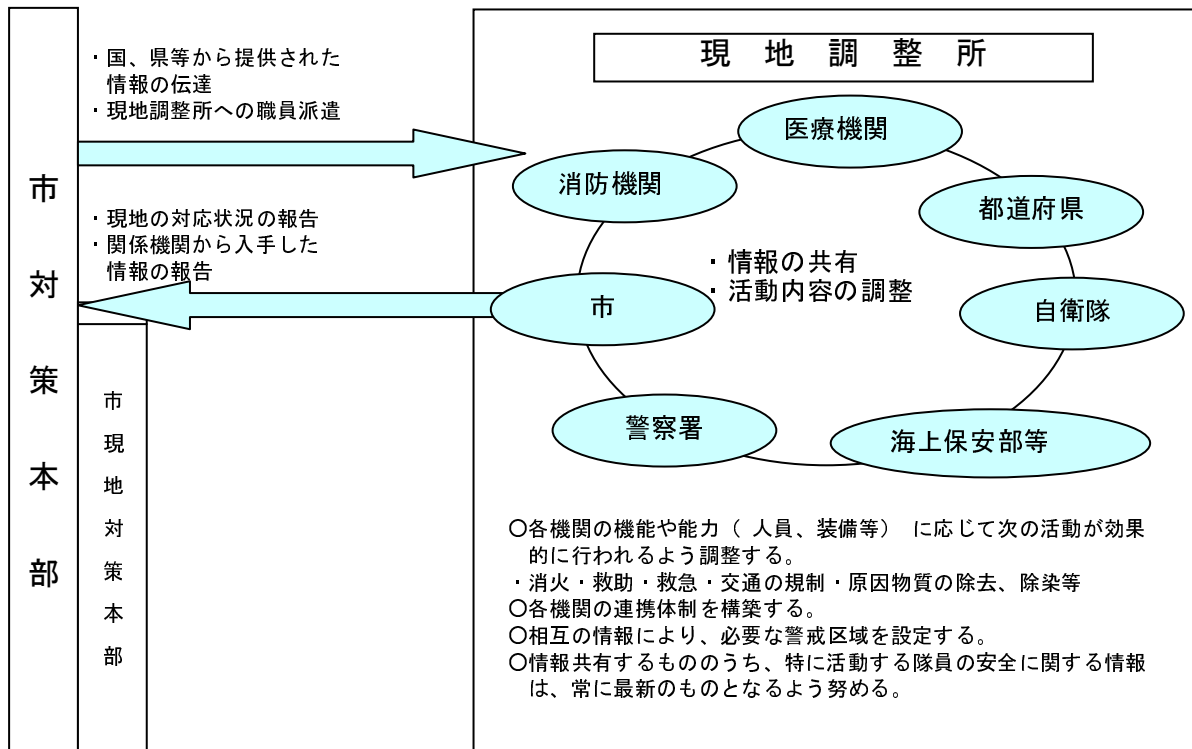
7 現地調整所の設置

市対策本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所、が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生時の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

【現地調整所の組織編成例】



8 市対策本部の廃止

市対策本部長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混線等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る

国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊千葉地方協力本部長又は本市の協議会委員たる航空自衛隊第44警戒隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、上記の連絡を行う場合には、次の事項を明らかにしておく。

【自衛隊要請を行う場合の連絡事項】

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となるべき事項 なお、想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおりである。
オ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
カ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出）
キ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
ク 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- ③ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部

及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長に対する応援の要請、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要請

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援要請

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- ① 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ② 市は、①の要請を行うときは、県知事を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県知事を経由して総務大臣に対し、①の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織の行う活動に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

【住民の協力要請事項】

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

1 警報内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公・私 の団体（消防団、行政区、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② なお、市は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」（法44条第2項第2号に定めた地域）以外の地域であっても、当該地域に近接しているか何らかの影響が生ずる地域については、同様に、2号地域の範囲を説明した上で、情報の伝達、周知を行う。

(2) 警報内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（国保病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、行政区等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、必要に応じて安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【警報と緊急通報の相違点】

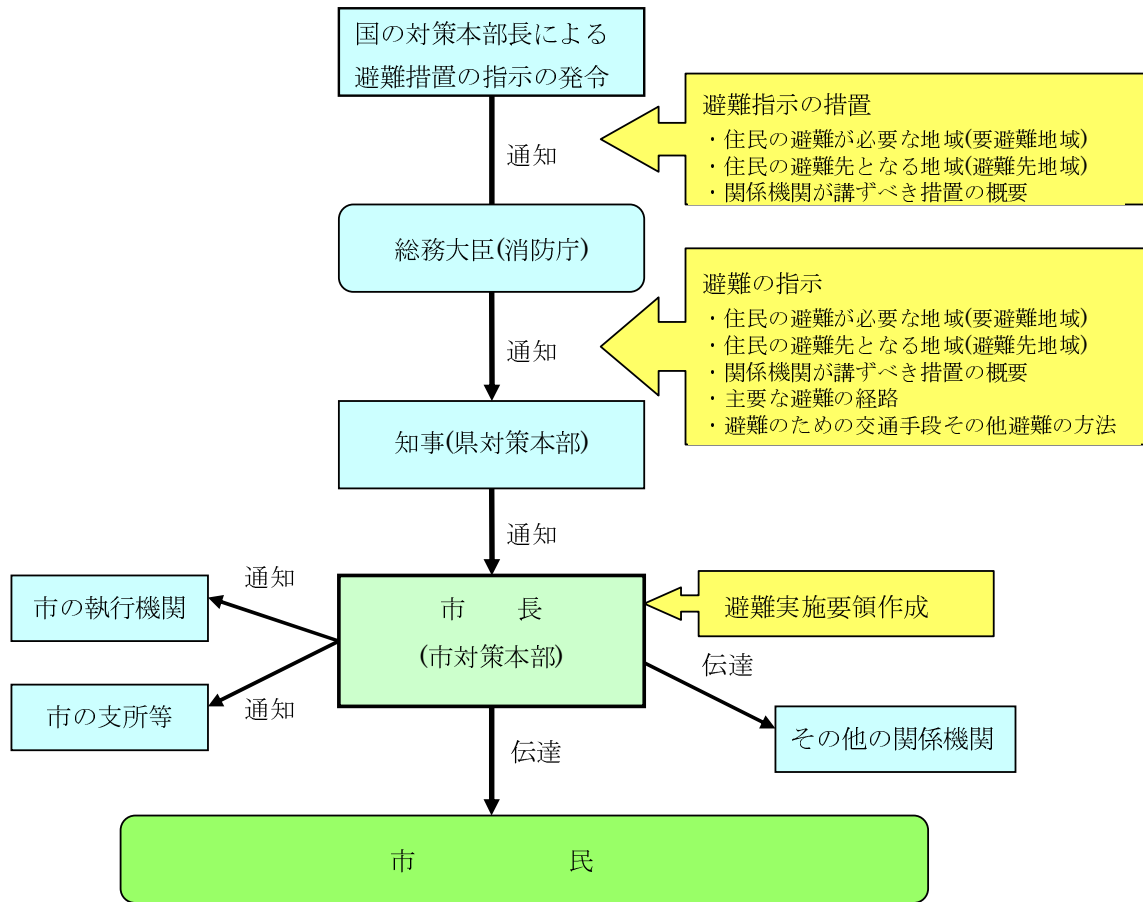
- ・ 警報は国の対策本部長が発令するものであり、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民を保護するために発令される。
- ・ 緊急通報はまさに発生しようとしている武力攻撃災害による危険を防止するために、知事が発令する。
- ・ 警報は、比較的広範囲の地域を対象とし、あるいは、地域を特定せずに発令される場合もあるのに対し、緊急通報は、限定された地域を対象としている。

第2節 避難住民の誘導等

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難指示の通知・伝達の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定したモデル避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、

直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

一時集合場所での行政区内住民や近隣住民による安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間（運送する場合は出発時間）及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
避難誘導から離脱してしまった場合等問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、夏季における海水浴場等の周辺は、同時に多数の者を避難させる必要が生ずることに留意するほか、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態などの県からの避難の指示の内容を確認する。
- ② 事態の状況の把握
警報の内容や被災情報を分析し、事態の状況を把握する。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案する。
- ③ 避難住民の概数把握
避難住民の概数を把握する。

④ 誘導手段の把握

屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送などの誘導手段を把握する。

⑤ 輸送手段の確保の調整

輸送手段が必要な場合は、県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定などの輸送手段確保のための調整を行う。

⑥ 要援護者の避難方法の決定

避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置など、要援護者の避難方法を決定する。

⑦ 避難経路や交通規制の調整

警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整を行い、具体的な避難経路や交通規制の調整を行う。

⑧ 職員の配置

各避難地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定を行う。

⑨ 関係機関との調整

現地調整所の設置や連絡手段の確保など、関係機関との調整を行う。

⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

県対策本部との調整、国の対策本部長による道路、港湾施設の利用指針を踏まえ、自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整を行う。このため、避難の現状、施設利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報を整理する。

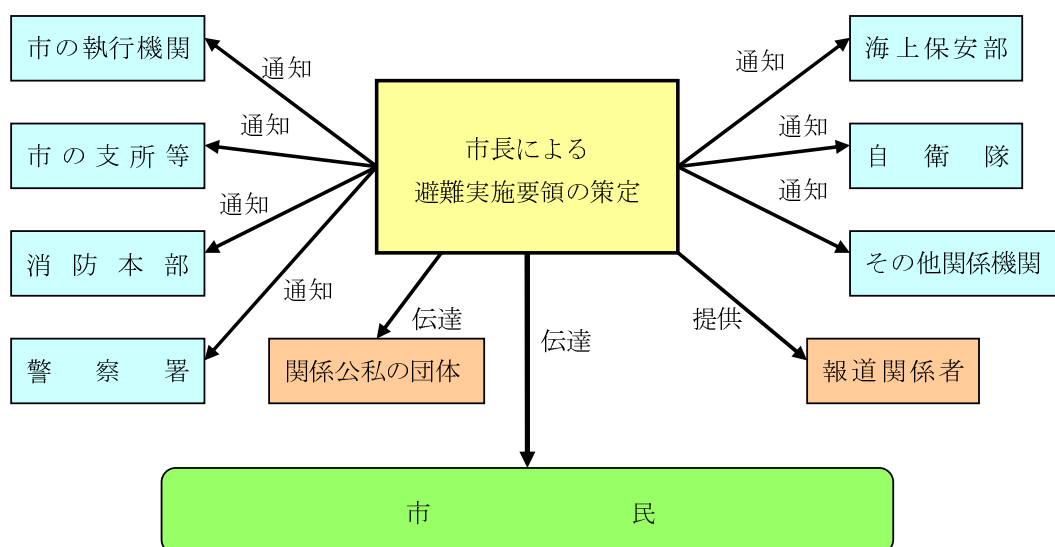
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長、館山警察署長、千葉海上保安部長等及び自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達の仕組み】



【参考 避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

千葉県南房総市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ行政区、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ行政区、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ行政区、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・以下略・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難させる。また、自主防災組織や行政区など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

南房総市対策本部 担当 △山○男

T E L 0470-33-××51 (内線××××)

F A X 0470-33-××52

・・・以下略・・・

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長と協力し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、行政区、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、活動服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市長は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長に対し、消防本部及び消防署が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導

を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部と連携しつつ、自主防災組織、行政区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

なお、本市の市域においては、常備消防事務を安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部が行っており、避難住民の誘導を行うことについて、市長と安房郡市広域市町村圏事務組合消防長は、情報の共有化を図りつつ必要な措置を連携して講ずるものとする。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に当該機関の長から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食料の供与等の実態や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、国、県及び警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県

を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第3節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知する。

なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な武力攻撃災害時要援護者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

また、昼夜で生活する人々が異なることや集客施設、商店街があることなどに留意する。

【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難の経路、避難の手段② 防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項③ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項④ 迅速に関係機関の意見を聴取する方法⑤ 住民が避難のために準備しておくべき物資等⑥ 住民に対する注意事項⑦ 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

なお、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設のほか、浄水施設など生活に深く関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、市は、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成する。

2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

4 類型の武力攻撃事態に応じたモデル避難実施要領の作成に求められる類型別の攻撃特徴、避難時間、避難実施要領に盛り込むべき内容をまとめたものを、次ページの表に示した。

<避難実施要領の作成パターンについて>

類 型 項 目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラの活動区域を特定し、避難の指示を行う。 ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

類 型 項 目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。 			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。			
		<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。 	

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食料・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援活動の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の輸送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

【関連資料】

資料5-1 救援の程度及び方法の基準(厚生労働省告示343号)

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 市は、別に定める方法により、避難、被災住民等に対して公営住宅を貸与し、または必要に応じて建設業関係団体と協力しながら、応急仮設住宅等を供与するものとする。
- ・ 避難所の運営については、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された市の職員が責任者となって当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て行うものとする。
- ・ 市は収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

② 食料・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施するものとする。
- ・ 市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食料・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告するものとする。
- ・ 市は、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けするものとする。
- ・ 市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、必要に応じて運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請するものとする。
- ・ 市は、県対策本部から受けた事項及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。
- ・ 救援物資の運送道路を決定する際には、市は国の対策本部と必

要な調整を行うこととする。

- ・ 市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、市民に公表するよう努めるものとする。

③ 医療の提供及び助産

- ・ 市は傷病者における医療、助産が必要な者について、医療機関搬送の要請を受けた場合は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を確認した上、搬送する。

④ 被災者の捜索及び救出

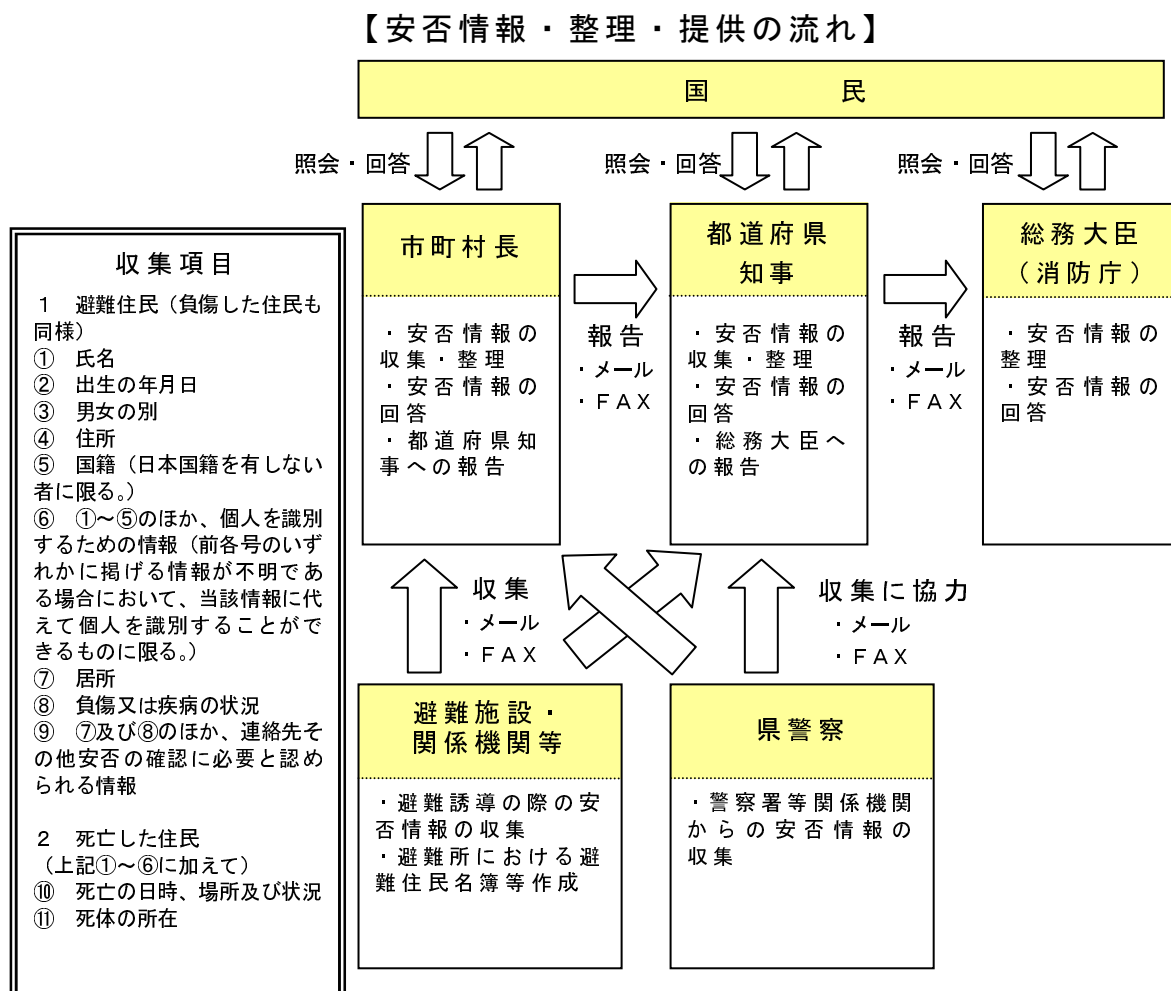
- ・ 市は被災者の捜索及び救出を行うと共に、市が保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、市が県に救助資機材の調達を要請する。

⑤ 死体の捜索、処理及び埋葬・火葬

- ・ 市は、関係機関の協力を得て、死体の捜索、処理及び状況に応じて埋葬・火葬を行うと共に埋葬死者数を県に報告する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下図のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【関連資料】

- 資料6-1 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
- 資料6-2 安否情報収集様式（死亡住民）
- 資料6-3 安否情報報告書
- 資料6-4 安否情報照会書
- 資料6-5 安否情報回答書

3 安否情報の照会に関する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする

る者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

1 避難の指示

(1) 避難の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し避難の指示を行う。

この場合において、避難の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【避難の指示について】

避難の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に避難させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に避難の指示をする。

【避難の指示（一例）】

- 「〇〇町××、△△町〇〇」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。
- 「〇〇町××、△△町〇〇」地区の住民については、〇地区の△△（一時）避難場所へ避難すること。

【屋内避難の指示について】

市長は、住民に避難の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への避難」を指示する。「屋内への避難」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 避難の指示に伴う措置等

- ① 市は、避難の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、避難の指示の内容等について、知事に通知を行う。

避難の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から避難の指示をした旨の通知を受けた場合は、避難の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、避難の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、避難の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察署及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職員・消防団員が避難の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとと

もに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの避難方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、避難の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、避難の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で避難の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察署、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、避難の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公費負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公費負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員・消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力だけでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これ

らの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本市に被災が無かった場合で、市長が知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長は、特に現場で活動する消防団員に対し、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長は、特に現場で活動する消防職員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、本市は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害等の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、安房郡市広域市町村圏事務組合の管理者に対し危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のために必要な次の措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

- ① 危険物資等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物資等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物資等の所在場所の変更又はその廃棄

【危険物質等について安房郡市広域市町村圏事務組合の管理者が命ずることができる対象及び措置】

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

備考：南房総市に係る消防活動は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部により実施されている。

【関連資料】

- 資料 7-1 ① 生活関連施設の定義
- 資料 7-1 ② 危険物質の定義
- 資料 7-2 生活関連施設の状況
- 資料 7-3 令第 28 条第 1 号に規定する危険物の取扱施設（市内）
- 資料 7-4 令第 28 条第 2 号に規定する毒物・劇物の取扱施設
- 資料 7-5 核燃料物質等に関する国の専門機関の窓口一覧
- 資料 7-6 危険物質等取扱者に対する措置について

第 4 節 N B C 攻撃による災害への対処

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（1）応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し避難を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（2）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（3）関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に

関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部局等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への処置に協力することとする。

（５）市長及び安房郡市広域市町村圏事務組合等の管理者の権限

市長、安房郡市広域市町村圏事務組合及び一部事務組合の管理者（以下、「広域事務組合の管理者」と称す。）は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【市長及び広域事務組合の管理者の権限】

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	広域事務組合の管理者が、以下の措置を講ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は広域事務組合の管理者は、前頁表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【市長及び広域事務組合の管理者の権限での職員が行う時の内容】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市長又は広域事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第 8 章 被災情報の収集及び武力攻撃災害への対応

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。
- ④ 市は、第 1 報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策等

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域^{注1)}においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準^{注2)}に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

注1：特例地域とは、武力攻撃災害による生活環境の悪化の防止が特に重要と認めて、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域。

注2：特例基準とは、特例地域において廃棄物処理の基準及び廃棄物処理を市町村以外の者に委託する場合に環境大臣が定める基準。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（3）生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業所等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市長は、三芳水道企業団、南房総広域水道企業団の管理者に、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 公的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付管理

(1) 特殊標章等

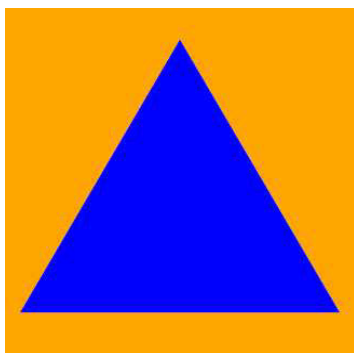
① 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

【特殊標章の図】



※ オレンジ色地に青色の正三角形

- ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

③ 識別対象


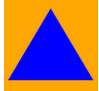
国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長又は安房郡市広域市町村圏事務組合消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

（交付要綱作成に当たっては、「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考にする。）

【身分証明書（文民保護要員用）のひな型】

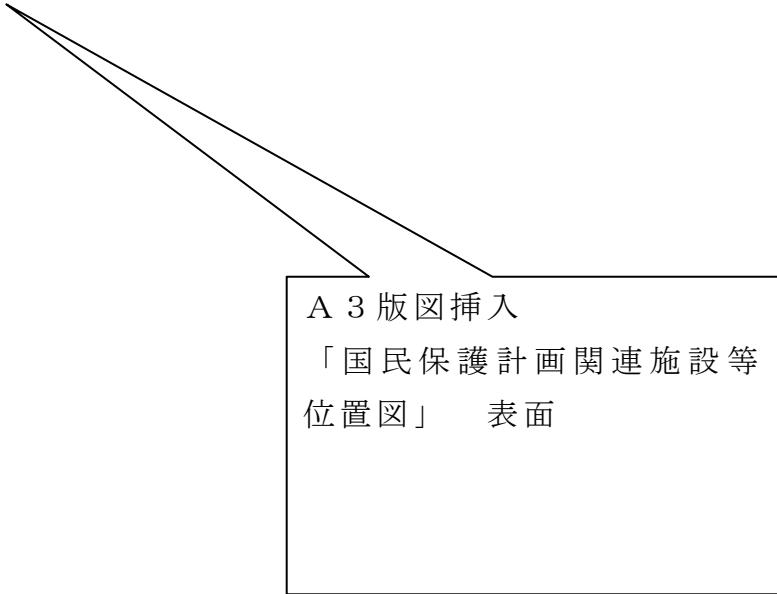
<p>表面</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p> </div>  </div>	<p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

- ① 市長
 - ・ 市の職員（安房郡市広域市町村圏事務組合消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 安房郡市広域市町村圏事務組合消防長
 - ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（３）特殊標章に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



A 3 版図挿入
「国民保護計画関連施設等
位置図」 表面

A 3 版図挿入
「国民保護計画関連施設等
位置図」 裏面

第4編 復 旧 等

第4編 復 旧 等

対 処 方 針

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じ、行政活動及び市民生活の迅速な回復に資するものとする。

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第 5 編 緊急対応事態への対応

第5編 緊急対処事態への対処

対処方針

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、近年高まってきている大規模テロ等の緊急対処事態の脅威が我が国にも及んでいる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編、第3編に定めるところに準じて実施していくこととする。

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第7章第2節に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

付・モデル避難実施要領

1. 避難実施要領について

(実施要領の基本)

避難実施要領は、他国等からの武力攻撃等が発生した場合に、対策本部（国）からの情報収集とともに、関係機関からの情報提供により、市民を安全に避難させることを目的として作成するものである。

しかし、予め武力攻撃内容等を予測することは困難であり、そのため、後述する幾つかの攻撃内容に応じたモデル避難実施要領を事前に作成し、事態に備えるものである。

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

記載内容については、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(モデル避難実施要領のパターン作成)

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、モデル避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容のイメージやノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、モデル避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部局を中心として、関係部局の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

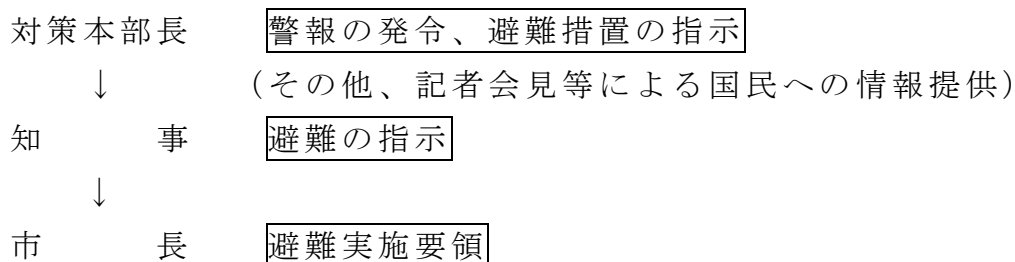
2. 弾道ミサイルの場合

(避難時の留意点)

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

モデル避難実施要領 1（弾道ミサイルの場合）

南房総市長

平成〇年〇月〇日〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

注意事項 1：弾道ミサイル攻撃への対応は、政府による記者会見等による情報提供と並行して、住民に対し予断のない正確で入念な説明が必要である。

2. 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

注意事項 2：防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着する努力が求められる。

注意事項 3：現在国が調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国から市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・ 車両内に在る者に対しては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーをつけたまま駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

注意事項 4：イスラエルでは、子どもの不安解消のため、玩具類を携行するよう奨励している。

- ・ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、警察署又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

注意事項 5：着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は離れるように周知する。

3. その他の留意点

- ・ 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

注意事項 6：例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の配置については、別に定める。

3. ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(避難措置の基本)

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際武力攻撃がまさに行われており住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の市街地部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市街地の中枢、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

モデル避難実施要領 2

(ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合－時間的余裕のない場合)

南房総市長

平成〇年〇月〇日〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武力工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇日〇時現在）。

このため、〇〇地域及びその周辺の住民が迅速に避難とともに、住民がとるべき行動について周知する。

2. 避難誘導の方法

2-1 全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地域から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武力工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手出来ない場合で、外で移動することも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武力工作員による攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、警察署、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛隊員からの情報を基に、屋外避難又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

注意事項 1：ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察署、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を戦闘の区域外に避難させる。

注意事項 2：戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋外に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて順次避

難させる。

注意事項 3：屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段がなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険が少ないと考えられるとき、又は、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その実態の情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ないときに行う。

2-2 避難の方法

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者については、健常者、自主防災組織、災害時における救援機関等の援護を得て、避難する。

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

注意事項 4：状況の変化と共に、逐次修正を行う。

注意事項 5：避難の方法については、警報の内容以外にも、現場で活動する警察署、海上保安部及び自衛隊等の意見を聞いた上で決定することが必要である。

注意事項 6：現地調査所で、警察署、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

3. 死傷者への対応

住民に死亡・死傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合には、市はその連携を確保し、DMATにおいて緊急医療活動を行う。

(DMAT=Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)

4. 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

モデル避難実施要領 3

(ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合－比較的時間的な余裕がある場合)

南房総市長

平成〇年〇月〇日〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装
作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市
〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)
知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付。)

2. 避難誘導の方法

2-1 全般的方針

南房総市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地
区の一時的避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30
以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難さ
せる。この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の
使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとす
る。

避難誘導の方法については、各現場における警察署、海上保安部、
自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほ
か、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内
容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正す
る。

注意事項 1：少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩
により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として
考えられる。

注意事項 2：自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、警察署とあらかじ
め調整しておくことが重要である。

2-2 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各〇名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付。）

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

注意事項 3：事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に職員を派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を手入手して、避難実施要領に反映させる。

注意事項 4：避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

2-3 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約〇〇名、A公民館、市保有車両×4＋〇〇バス2台

(イ) B地区

約〇〇名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約〇〇名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日 15:30 A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

注意事項 5：バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

注意事項 6：避難経路については、交通規制を行う警察署の意見を十分に聴いて決める。

注意事項 7：夜間では暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

注意事項 8：冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや、避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

2-4 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の行政区長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

注意事項 9：新興市街地など、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

注意事項 10：外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

2-5 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。健常者は自家用車を使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、行政区・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - (ア) ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - (イ) △△老人福祉施設入居者○名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - (ウ) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

注意事項 11：防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して特に注意した対応を念頭に置く。

2-6 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職員・消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

注意事項12：自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

2-7 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防職員・消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

注意事項13：職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、新興住宅地等の人的関係が希薄な地域においては、活動服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

2-8 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては近隣の住民に声をかけあうなど相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、行政区などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

2-9 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

注意事項14: 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

注意事項15: 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3. 各部の役割

既に定められている市対策本部体制のとおり。

4. 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 市対策本部設置場所：南房総市役所庁舎内
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

5. 住民の受け入れ・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

モデル避難実施要領 4 (市街地における化学剤を用いた攻撃の場合)

南房総市長
平成〇年〇月〇日〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の南房総市及びその風下となる地域（△△町□□周辺）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2. 避難誘導の方法

2-1 全般的方針

南房総市は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる△△町□□及び△△町□□の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また防護機器を有する警察署、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

注意事項 1：化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気よりも重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの気密性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

2-2 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する警察署、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

注意事項 2 : N B C 攻撃の場合には内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

2-3 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する行政区長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

注意事項 3 : 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

2-4 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やD M A T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるN B Cへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

注意事項 4：避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

2-5 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

2-6 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに手顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

注意事項 5 : N B Cによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

2-7 安全の確保

市の職員が二次被害を被ることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3. 各部局の役割

既に定められている市対策本部体制のとおり。

4. 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：南房総市役所庁舎内

イ 現地調整所設置場所：〇〇〇

4. 避難誘導における留意点

4-1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか、比較的人口が希薄な地域かなどにより、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

4-2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況、またそれを受けた知事による避難）の指示を踏まえた対応が基本

である。

- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく確な措置を実施できるよう「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時に問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携のとれた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

4-3 住民に対する情報提供のあり方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては我が国においてはあまり意識されてこなかったため自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政

側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。

- また「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素から十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4-4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等

- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者を特定せずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人らの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

資料：「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）より

4-5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても、住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、警察署等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要

がある。

- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ① 住民は恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから誘導に当たる者はより一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）。
- ③ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

4-6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える必要がある。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するか、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素から学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

4-7 民間企業からの協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として「企業内の防災」のみならず「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供

等についても、重要な役割を果たしうる。

- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）

- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進める必要がある。

4-8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では個々人の判断により現場における次の行動を考える。

- ① 爆発音を聞いた直後はとっさに低い姿勢になり身の安全を守るとともに周囲の状況を確認する。
- ② 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ③ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ④ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

参考：「武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）」